

南島原にゆーす

☎ 市民サービス課 ☎050(3381)5035



特設人権相談所を開設します

「人権週間」による特設人権相談所を開設します。
家庭内の問題(DVや遺産相続)・隣近所のトラブル(土地問題)など、さまざまな悩みことや心配ことを各地域の人権擁護委員が受け付けます。
相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

- 実施日…右記参照
- 相談時間(両日とも共通)
午前10時～午後3時

実施日	地区	会場	人権擁護委員名	
12月4日(木)	深江	深江公民館	渡邊 林	古川さわ子
	有家	ありえコレジヨホール	木村 優仁	吉岡 純子
	北有馬	北有馬老人福祉センター	立花 英之	寺田ユキエ
12月5日(金)	口之津	口之津公民館	黒嶋 誠人	橋口由美子
	布津	布津公民館	山崎 幸成	吉田アツ子
	西有家	西有家総合学習センター	近藤 正治	寺田 道子
	南有馬	原城オアシスセンター	内山 哲治	松島 澄子
	加津佐	加津佐総合福祉センター	成末 浩二	林田 梨恵

南島原にゆーす

☎ 税務課 ☎050(3381)5023

償却資産の申告をお忘れなく

償却資産(事業用資産)は、地方税法により固定資産税が課税されます。事業で使用している機械・備品などの償却資産を所有している人は、平成27年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

申告書は12月下旬に自治会配布または郵送します。申告期限までに税務課または各支所へ申告してください。

- 申告期限
平成27年1月30日(金)

■ 償却資産とは
会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などをいいます。

ただし、無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

■ 主な償却資産の例

- 構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など
- 機械および装置…太陽光発電設備、コンペアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
- 船舶…漁船、ボート、貨物船など
- 車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、その他自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- 工具、器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など

南島原にゆーす

☎ 管財契約課 ☎050(3381)5022

平成27年度 競争入札参加資格審査申請受付

平成27年度の競争入札参加資格審査申請を受け付けます。市が発注する工事や業務委託などの競争入札、随意契約への参加を希望する人(事業者)は、受付期間内に申請書を提出してください。

平成26年度の入札参加資格がある事業者も、27年度の申請が必要ですのでご注意ください。

■ 受け付ける業種(全業種)

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」、「業務委託」、「物品の製造請負および買入れ」

■ 受付期間

平成27年1月13日(火)～3月2日(月)
(当日消印有効)

■ 入札資格の有効期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日
(1年間)

■ 申請方法

必要書類をA4判・縦型フラット(紙)ファイルにとじ、持参または郵送で申請してください。
※郵送の場合で受付確認が必要な場合は、宛名を明記した返信用の定形封筒(82円切手貼付)か官製はがきを同封してください。

■ 申請様式・要項

申請書様式と要項は、市ホームページからダウンロードできます(管財契約課にも有料で準備しています)。

■ 申請先

〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2
南島原市 総務部 管財契約課 ☎050(3381)5022

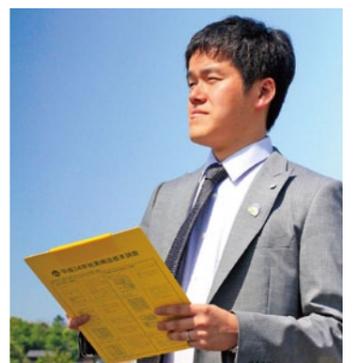
南島原にゆーす

☎ 情報統計課 ☎050(3381)5100

製造業の皆さん 工業統計調査にご協力を

12月31日を基準日として、全国一斉に工業統計調査が実施されます。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的として行われるものです。対象となる事業所へ調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、提出いただいた調査内容は、厳重に管理されます。



南島原にゆーす

☎ 税務課 ☎050(3381)5023

家屋を取り壊した時はお知らせください

住宅や倉庫などの家屋を取り壊された場合の確認については、十分注意を払っていますが、把握漏れがあった場合は、そのまま課税されることがあります。家屋の種類や規模にかかわらず、取り壊された場合は、税務課または各支所へ届け出をお願いします。

なお、法務局で取り壊した家屋の登記手続き(滅失登記)をされた場合、届け出は不要です。また、新築や増改築、利用状況の変更などされた場合はお知らせください。